

審査請求書（下水道使用料 19）

平成 27 年 11 月 25 日（水）

青森市長 鹿内 博 様

審査請求人 三国谷清一



下記のとおり審査請求をする。

記

1. 審査請求人の住所、氏名、年齢

住 所 青森市桜川 4 丁目 8 番 2 号

氏 名 三国谷清一

年 齢 66 歳

2. 審査請求に係る処分

青森市公営企業管理者企業局長（以下「企業局長」という。）の平成 27 年 10 月 28 日付け平成 27 年 10 月分下水道使用料納入通知書（以下「本件通知書」という。）による処分。

3. 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

平成 27 年 10 月 29 日

4. 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの決定を求める。

5. 審査請求の理由

企業局長による審査請求人に対する本件審査請求に係る下水道使用料通知処分は以下のとおり違法であり、取り消されるべきである。

- (1) 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道使用者から下水道使用料を徴収することが出来るが、下水道使用料を定める場合は「能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。」（下水道法第 20 条第 2 項第 2 号。以下「原価主義」という。）と規定されている。
- (2) しかし、青森市下水道条例第 24 条で規定している下水道使用料、以下のとおり、この原価主義を大きく逸脱し、下水道特別会計を毀損している。
- (3) コンビニ収納手数料に係る予算措置をしないままにコンビニ収納を実施し、コンビニ店に手数料を支払っており、総計予算主義の原則・予算の事前議決の原則に違反している。
- (4) 企業局長に照会したところ督促状の発行には最低でも 70.6 円の費用がかかっているとのことである。にも関わらず下水道所管の小松環境部次長は「督促状の発行について新たな経費が発生しないことから、督促手数料は徴収しない」と議会において過る説明をし、この過る説明を根拠に青森市下水道条例を改正し、下水道使用料督促手数料を無料化することにより、下水道特別会計に多額の損害を与えている。平成 27 年度当初予算には下水道使用料徴収事務の中に「督促状作成費用 1, 190 千円」が計上されていることから小松環境部次長の説明は事実と反すること著しいものがある。なお、「督促状作成費用 1, 190 千円」の詳細を下水道総務課に照会したところ拒否された。
- (5) 水道水以外の水を使用した場合の下水道使用料は、水道水を使用した場合に比べて



従量使用料が約 45%軽減されているが、何故に水道水以外の水を使用した場合に下水道使用料が軽減されるのかその理由について下水道総務課に再三にわたり照会するも一切の回答は無い。水道水以外の水とは一般的には地下水のことをいうが、地下水をでも水道水でも処理場で処理する費用は同じであり、地下水使用者を優遇し、地下水使用者が本来負担すべき使用料を水道水使用者に負担させている現状は違法であり、不当である。

(6) 等々例示すればきりが無い位に違法不当なことをして下水道使用料を定めており、現行の青森市下水道条例の下水道使用料は違法である。

6. 処分庁の教示

不服申し立てに関する教示はありました。

7. 行政不服審査法第 25 条第 1 項但し書きの規定による口頭の意見陳述の申立て

行政不服審査法第 25 条第 1 項但し書きの規定により口頭の意見陳述を申立てる。

諮問第 1 1 号参考資料

審査請求に係る審査庁である市の見解

1. 本件処分の内容 平成27年10月分の下水道使用料徴収処分

2. 審査請求の要旨に対する審査庁である市の見解

| 審査請求の要旨 | 審査庁である市の見解 |
|---|--|
| <p>「青森市下水道条例で規定している下水道使用料は、下水道法で規定されている原価主義を逸脱し、下水道特別会計を毀損していること、コンビニ収納手数料に係る予算措置をしないままにコンビニ店に手数料を支払っており、総計予算主義の原則や予算の事前議決の原則に違反していること、督促状の発行には費用がかかっているにも関わらず、下水道使用料に係る督促手数料を無料化し、下水道特別会計に損害を与えていること、地下水使用者が負担すべき使用料を下水道使用者に負担させている現状は違法・不当であること、現行の青森市下水道条例の下水道使用料は違法であり、審査請求に係る処分は取り消されるべきである」との主張について</p> | <p>処分庁である企業局長からの弁明書によれば、「審査請求人にかかる本件通知書による処分は、青森市事務の委任及び補助執行に関する規則を含め、関係法令等に基づき行った処分であり、違法・不当なものではない」と弁明していることから、本件処分に至る手続及びその根拠となる関係法令を確認した。</p> <p>まず、下水道使用料の徴収事務についてであるが、青森市長は、青森市事務の委任及び補助執行に関する規則第6条の規定に基づいて企業局長に事務を委任しており、企業局長が本件処分の正当な処分権限を有する者であることは明らかであるものと考える。</p> <p>次に、下水道使用料の算定についてであるが、青森市下水道条例第24条の規定により、使用者が排除した汚水の量に応じて、基本使用料と従量使用料とを合計した額とすることとされており、審査請求人が下水道を使用した事実及びその排水量について、審査請求書及び弁明書ともに特段の主張がないため、当事者間に争いはなく、また、現に同条に基づき算定されていることを確認した。更に、本件処分に係る納入の通知についても地方自治法施行令第154条第3項の規定のとおりであることを確認した。</p> <p>したがって、本件処分は、関係法令を遵守して適正に行われており、違法・不当であるということはいえないものと考える。</p> <p>また、審査請求人は、審査請求書及び本件審査請求に関する口頭意見陳述の中で種々の主張を行っているが、これらの主張はいずれも審査庁が審査すべき事項に当たらず、審査請求人の主張は採用することができないものと考ええる。</p> |

3. 結論

上記2のとおり、本件処分について、審査請求人の主張する違法性は認められないものと考える。